



～精神疾患の労災認定基準の改正を踏まえた
パワーハラスメントに対する危機管理について～

主催 (一社) 大田労働基準協会

(一社) 三田労働基準協会 (一社) 品川労働基準協会 渋谷労働基準協会

(一社) 新宿労働基準協会 (一社) 池袋労働基準協会

パワハラ防止対策法（改正労働施策総合推進法）は、大企業が2020年6月、中小企業は2022年4月から施行されています。また、このパワーハラスメントの定義が法律上規定されたこと等を踏まえ、労災認定基準の「業務による心理的負荷評価表」にも明示されました（「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平 23.12.26 基発 1226 第1号、令 2.5.29 基発 0529 第1号））。

このことにより、パワハラ防止対策の義務と労災認定の二つの問題が絡むこととなり、対応を誤ると企業は法的責任を問われ経営に影響を及ぼすことから、危機管理の問題にもなります。現実には問題は既に発生していることから、どのような問題が起こっているのか、さらに、この二つの改正とそれが絡んだ問題についてどのように解決してくべきかについて説明いたします。

- 1、日時 2023年2月7日（火曜日）13時30分～16時30分
（受付13時15分～）
- 2、講師 森井 博子 氏（元労働基準監督署長 特定社会保険労務士）
- 3、内容
 - ・どのような問題が発生するのかー具体例
 - ・パワハラ防止対策法のポイント
 - ・パワハラ防止対策指針のポイント
 - ・パワハラ防止対策法（労働施策総合推進法）の行政指導と紛争解決援助制度
 - ・改正労災認定基準のパワハラ明示等
 - ・具体例を踏まえたパワハラ関連事項の調査
- 4、定員 60名（先着順）
- 5、会場 大田区民プラザ 小ホール（裏面案内図参照）
- 6、受講料 会員4,000円（消費税込） それ以外の方 6,000円（消費税込）
- 7、申込み方法
 - ①裏面申込書に必要事項を記入し三田労働基準協会あてにFAXしてください
（FAX 03-3451-7692）
 - ②受講可能な場合は、受講票を申込担当者あてFAX返信します
（申込書に必ずFAX番号をご記入してください）
 - ③受講者は講習会当日受講票をご提示ください
 - ④受講の取消 1月31日（火）までの取消は受講料を全額返還いたします
（振込手数料はご負担願います）それ以降の取消は返還できませんのでご了承ください



・銀行名 三菱UFJ銀行 田町支店 ・口座番号 普通預金 0397963
 ・口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会
 ・振込人名の前に、講習会の月日を記入ください（例 0207 〇〇カイシャ等）

8、問合先 (一社) 三田労働基準協会 電話 03-3451-0901

労務管理講座

「～精神疾患の労災認定基準の改正を踏まえた
パワーハラスメントに対する危機管理について～」

FAX 申込書・受講票

実施日：●2023年2月7日（火曜日）13：30～16：30 受付 13：15～●

場 所：大田区民プラザ 小ホール

一般社団法人三田労働基準協会 FAX 03-3451-7692

『事業場事項欄』

会員の別	大田・三田・品川・渋谷・新宿・池袋 ・それ以外 ○を付して下さい		
事業場名			
所在地	〒		
業 種	(講師の事前準備の為ご記入下さい)		
申込担当者 役職・氏名			
T E L		F A X	(受講票返信のため必ず記入)

『受講者事項欄』 (3名以上の場合、この用紙をコピーしてご使用ください。)

ふりがな		受講 番号	*
受講者氏名			

ふりがな		受講 番号	*
受講者氏名			

⑨ 個人情報、研修名簿の目的以外に利用することはありません。

※大田区民プラザ案内
(大田区下丸子3-1-3)

交通アクセス

- ・東急多摩川線「下丸子駅」下車駅前
- ・東急池上線「千鳥町駅」下車徒歩7分

※一般の方の駐車場はございません

本講座についての問合せ先

(一社) 三田労働基準協会 電話 3451-0901

